

審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

関係保護の
実施機関

[REDACTED]
[REDACTED]

当該不服の
処 分 等

平成25年10月15日付け生活保護法による
保護の却下決定

平成25年12月4日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求（以下「本審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

1 主文

本審査請求に係る [REDACTED] が行った保護却下決定処分を、取り消す。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請に対し [REDACTED]（以下「処分庁」という。）が行った平成25年10月15日付け却下決定（以下「原処分」という。）について、年金も預貯金もない等の理由から、原処分を不服として審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、以下の理由により、原処分の取消しを求めるものである。

ア [REDACTED] に生活をみてもらうつもりだったが、それができない。

イ 年金も預貯金もない。

(3) 処分庁の弁明

以下の理由により、「本審査請求を棄却する。」との裁決を求めるものである。

ア 法第4条第1項の規定のとおり、利用し得る資産を有する者は、まずそれを最低限度の生活の維持のために活用することが保護制度の基本である。請求人が所有していた不動産の固定資産評価額の合計は、[REDACTED]円と高額である。保護申請時において、請求人が資産を保有していたとの申告はなく、申請日の直前に[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）へ贈与による所有権移転登記がなされたこと（登記受付日は保護申請後）は、請求人は自らの利用しうる資産がありながら資産の活用を忌避したものと判断せざるをえない。

イ 法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるべきものと規定されており、高額な価値のある資産を生前贈与された[REDACTED]には、請求人に対する扶養能力があるものと判断される。一方で、請求人が真に急迫した状況であるかを福祉事務所内で検討した結果、請求人は施設入所中であることから急迫状況にもないと判断し、請求人が[REDACTED]に対して扶養の履行を要請することが適当である。

ウ 原処分は法第4条第1項及び第2項、並びに「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護の手引き」という。）に則り、請求人の状況等から総合的に判断したものであり、適法かつ適正に執行されたものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する反論の要旨は以下のとおり。

ア 一般的に所有する不動産を活用して収入を得る方法としては、①売却収入、②賃貸収入、③担保提供による借入金が挙げられる。請求人が所有していた土地には現に[REDACTED]の[REDACTED]名義であり、[REDACTED]家族が居住している建物があるため、①及び②については土地取引として成立しがたいことは容易に想像できる。また、[REDACTED]及びその家族には売買代金又は賃借料を支払う余裕はない。③については、請求人に返済能力はなく、そもそも請求人が所有していた土地には、先に述べたことと同じように担保価値はなく、借り入れ自体成立しないことは明らかである。

イ 処分庁が請求人から[REDACTED]に贈与した土地について高額としている根拠は単に固定資産評価額だけに基づくものであり、更地であるならまだしも、アで述べた特殊性を全く勘案していない。

ウ 請求人の所有していた土地の所有権を[REDACTED]に移転した理由は、請求人が80歳を超える高齢であり、請求人の相続が開始される前に、請求人の子の中で最も請求人の生活に関与していた[REDACTED]に所有権を移すためである。これは、相続人が死亡した場合には、長年請求人と関わりを持たず、かつ音信不通である請求人の孫

が含まれる等の理由から、相続手続が煩雑になる恐れを避けるためである。また、請求人名義であったが、固定資産税を含む生活費等は、夫婦が10年ほど前から渡していた。

エ 所有権移転の手続の時期が、請求人の生活保護申請の時期と前後した理由は、この時期に請求人に実質的に金銭援助を行っていたの死亡し、請求人の今後の見通しが立たなくなったためであり、請求人の生活保護申請のために前もって請求人を無財産とするために行ったものではない。

オ 現在、はの扶養に入っており、今後の請求人に対する継続的な経済援助は難しい。

(5) 当庁の事実認定

ア は、平成25年9月20日付けで、請求人について収入がないとの理由で保護の申請をした（以下「本申請」という。）。

イ 処分庁に提出された請求人に係る生活状況申告書についてはが代筆しており、は、処分庁に対し、請求人の資産について所有は無いと申告している。

ウ 請求人は、平成25年9月14日贈与を原因として、以下の土地（以下「本件土地」という。）について、同月9月24日付けで、を所有者とする所有権移転登記手続を行った。

①

②

③

エ ウの②には木造セメント瓦葺2階建の居宅・車庫があり、③には木造スレート葺2階建の居宅があり、いずれの建物ものが所有権について登記名義人となっている。

オ 処分庁は、請求人に対し、平成25年10月15日付けで、本申請を却下すると通知した（以下「本通知」という。）。

カ 本通知の理由には、以下のように記載されている。

請求人は資産を有しながら、それを自身の生活の維持のために活用することなく、保護申請日の直前にに贈与されています。このことから、には請求人に対する扶養能力があるものと判断されます。また、法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものと規定されていることから、請求人に対して扶養義務の履行を要請していただき、今回の保護申請については却下します。

(6) 争点

本審査請求における争点は、請求人へのの扶養義務及び請求人によるへの生前贈与を理由として、処分庁が保護の要件を欠くと判断したことの妥当性。

(7) 当庁の判断

以下のとおり判断する。

ア 日本国憲法第25条第1項において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されており、この規定を具体化する法律として法が制定されている。法第1条には「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定されている。

法第4条第1項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。同条第2項に「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の1において、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資産の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすと認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と規定されている。また、保護の手引き1の（3）において、「資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう（以下「急迫状況」という。）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。」と規定されている。

厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）第5に、次のとおり規定されている。「扶養義務者による扶養」は、旧法が私的扶養を受けることができる条件を有している者には公的扶養を受ける資格を与えないという立場をとっていたのに対し、現行の法では、第4条第2項において、「保護に優先して行われる」ものと定めており、同条第1項に定める「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定している。「扶養請求権」は、それが利用し得るものである限りにおいて第1項にいう「その他あらゆるもの」に含まれると解することができるのではないかと疑問が生じるが、ここでいう「その他あらゆるもの」とは、例えば年金受給権のように、「現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力（手続き等）すること

によって容易に資産となり得るもの」を指している。これを扶養にあてはめて考えてみると、「扶養義務者による扶養」が資産（金銭）となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできない。一方で、例えば、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思が明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産（金銭）となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。

イ 行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項において、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定されている。理由の追加や差し替えを容易に認めると、処分理由の提示を要求した行政手続法の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くことから、理由の追加や差し替えによる瑕疵の治癒を容易に認めることはできない。

ウ これを本件について見る。

（ア） まず、法第4条第2項において扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるべきものと規定されており、高額な価値のある資産を生前贈与された[]には請求人に対する扶養能力があるものと判断され、請求人が[]に対して扶養の履行を要請することが適当であることから原処分を行ったとの処分庁の弁明は、本通知に付記されている理由と同旨である。

問答集第5のとおり法第4条第2項を理由に保護の申請を却下することはできず、請求人の[]に対する扶養請求権の行使が、同条第1項の「その他あらゆるもの」として保護の要件になることが必要である。

しかし、本件では、[]が請求人に対し扶養する能力を有しているという事実は認められず、請求人の[]に対する扶養請求権の行使を保護の要件とすることはできない。[]の扶養能力については、請求人に実質的に金銭援助を行っていた[]の[]が死亡し、現在[]の扶養に入っており今後の請求人に対する継続的な経済援助は難しいとの[]の主張に鑑みると、単に本件土地が贈与されたことをもって[]に扶養能力があるとは認められず、[]の職業、収入等を調査し検討することが必要である。

よって、請求人の[]に対する扶養請求権の行使を理由に保護の申請を却下することはできない。

（イ） 次に、法第4条第1項に規定するとおり、利用し得る資産を有する者は、

まずそれを最低限度の生活の維持のために活用することが保護制度の基本であるが、請求人が所有していた不動産の固定資産評価額の合計は[]円と高額であり、また保護申請時において請求人が資産を保有していたとの申告はなく、申請日の直前に[]へ贈与し、申請後に所有権移転登記手続がなされたことは、自らの利用しうる資産がありながら資産の活用を忌避したものと判断せざるをえないことから原処分を行ったとの処分庁の弁明は、本通知に付記された理由ではなく、新たに追加された理由である。

本通知の付記理由は法第4条第2項を根拠としているのに対し、追加理由は同条第1項を根拠としており、根拠条項が異なることから、この理由の追加を容易に認めることはできない。

本件では、処分庁は、請求人が本件土地の活用を忌避していることに対する適切な助言指導として、請求人に対し[]からの扶養を要請するよう指導しているが、請求人が[]に扶養を要請しなかったとの事実は認められない。

確かに、本件では、不動産登記から鑑みると請求人が保護の申請前に本件土地を[]に贈与し申請後に移転登記手続を行っていること、また[]の[]名義の建物がある宅地とは関係のない山林まで贈与されていること、さらに本件土地に関しての申告もなかったことからすれば、請求人は本件土地の資産活用を忌避したのではないかとの疑義が認められる。しかし、請求人や[]推定相続人等から聴取する等の方法により、処分庁が[]に対する本件土地の生前贈与が行われた理由について調査した事実は認められず、またその理由が社会通念上妥当なものか検討した事実も認められない。このような状況において、請求人が本件土地の資産活用を忌避しており保護の要件を欠くと認定することはできない。

エ 以上から、本審査請求の対象となる原処分には、保護の要件を欠くとした理由について不当性が認められる。

以上のとおり、本審査請求は理由があることから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年2月12日

高知県知事

尾崎 正直



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる処分をした[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]となります。）処分の取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。